

弁護士・税理士・社労士

などが集結!

地域包括ケアシステムに専門職の知恵を活用!

医療・介護専門職を支援する

地域づくり支援シンポジウム in 横浜

基調講演 **押田吉真** 氏

税理士法人押田会計事務所 代表

一般社団法人 全国地域医業研究会 理事 地域包括サポートセンター長

「高齢者の個々の課題対応のうえで、弁護士・税理士・社会保険労務士などの専門職の知恵の活用について」

パネルディスカッション

税理士・弁護士・社労士・医師・介護事業経営者・
看護師兼介護支援専門員・ハウスメーカー等が参加

「地域づくりのために、医療・介護専門職と弁護士・税理士・社会保険労務士などの専門職は、具体的にどのように協力したらよいか?」

コーディネーター
一般社団法人 全国地域医業研究会 理事 **會田 幸之** 氏

※事前のお申し込みが必要です(裏面をご覧ください)

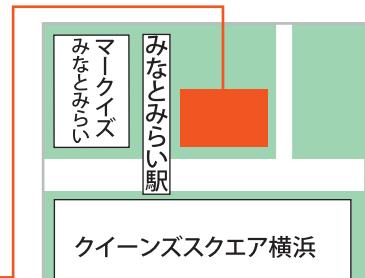
令和元年 7月27日(土)

時間 14:00~17:00 (受付 13:30~)

主催 一般社団法人 全国地域医業研究会

会場 みなとみらいセンタービル 14階

大和ハウス工業(株)横浜支社 会議室
神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1
当日連絡先 担当:篠山(ささやま) 080-5935-4959



【アクセス】横浜高速鉄道みなとみらい線
『みなとみらい』駅 4番出口直結

参加費
無料
定員70名

地域づくり支援シンポジウム in 横浜

この度、「医療・介護専門職を支援する弁護士・税理士・社会保険労務士等の専門職の知恵を活用した地域包括ケアシステム」として、『地域づくり支援シンポジウムin横浜』を開催いたします。関心をお持ちの方のご参加をお待ちしております。

市民参加のシンポジウムです。ケアマネジャー・会計事務所・弁護士事務所・行政書士事務所・生活支援コーディネーター・地域包括ケア会議メンバー・医療介護に関心のある方どなたでもご参加いただけます。

- 2015年度の介護保険法改正で、生活支援体制整備事業が創られ、高齢者自身、地域の住民やボランティア、NPO団体、企業、行政などが協働で、高齢者の社会参加・介護予防・生活支援につながる活動や、サービスの充実をうながす体制を構築することが求められています。
- 2019年3月、厚生労働省が『これから地域づくり戦略』と題する冊子を公表し、介護予防・日常生活支援を「地域づくり」と位置づけ、市町村に対して積極的な地域づくりの取組を要請しています。今後高齢化が更に進み、人手不足の時代が来る中で「介護保険頼りではなく、自助や互助の力も引き出して、介護予防や日常生活支援を進めていくことが必要」とし、「このことは、高齢介護福祉政策にとどまらない、『地域づくり』を進めることと、ほぼ同じ意味を持つとしています。
- 2017年6月（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）が公布、2018年4月施行の、地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制の構築等の社会福祉法の改正「地域共生社会の実現へ」がスタートしています。
- 今後、中重度介護高齢者は医療・介護専門職が対応し、元気・軽度介護高齢者の対応は予防の観点に立って、高齢者自身の自己決定が重要となります。ただし、個々人の課題解決は法的及び実務的な制約を伴います。弁護士・税理士・社会保険労務士などの専門職の知恵を活用し、自分の生き方を決定し、人手不足の折から、中重度にならない努力が、医療・介護・福祉の専門職の支援となると思います。

FAX、またはメールにてお申込みください
FAX 03-6222-8748

下記必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにてお送りください。

氏名:	企業・団体名:
ご住所:	
お電話番号:	FAX番号:
メールアドレス:	



スマートフォン・携帯メールは QRコードからも送信できます

chiken-honbu@e-coba.jp

お問い合わせ先 一般社団法人 **全国地域医業研究会**
担当:元廣 TEL **03-6222-8749** <http://www.e-coba.jp/>